

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



# しちがはま



## 主な内容

### 特集

「本町の復興まちづくり」	2
町内の話題 ズームアップ	6
あそぶさございん!七ヶ浜deお正月 ほか	
ふれ愛くらぶ	8
災害復興情報	10
七ヶ浜町からのお知らせ	
震災関係情報	
都市基盤情報	
生活基盤情報 ほか	
暮らしアラカルト	
0311夢花火	24

## 七ヶ宿町で雪合戦大会に参加しました

町生涯学習課で主催するセブンビーチ体験学習事業の一環で、平成24年2月12日(日)に七ヶ宿町の七ヶ宿町公民館峠田分館(遊林館)で第13回七ヶ宿町雪合戦大会に七ヶ浜町の児童21人が参加しました。当日は天候にも恵まれ、子どもたちの熱戦が繰り広げられました。

2012 **3** | vol.485  
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!

# 「本町の復興まちづくり」

本町は、平成23年11月8日に「七ヶ浜町震災復興計画 前期基本計画」(以下、「震災復興計画」と表記)を策定し、その後の住民の皆様のご意見などを踏まえ、一部修正を行った内容を基に、平成24年1月16日から計8回にわたり「復興まちづくりに関する意見交換会」を開催し、703名の方にお越しいただきました。意見交換では、今後の住宅再建に向けた制度の説明や住宅再建別の収支試算、各地区の整備計画案などを説明し、また、復興まちづくりに対するご質問やご意見などを頂いたところです。今回は、震災復興計画の修正点、防災集団移転促進事業の概要、意見交換においてご質問いただいた内容の一部についてご紹介いたします。

## 震災復興計画の修正点 菖蒲田浜中田地区に新たな居住拠点を設置

震災復興計画では、菖蒲田浜後田地区に現地再建(区画整理)を前提とした居住拠点を設定しましたが、今回の大震災による津波の浸水がなかった場所への移転希望の声が多かったため、菖蒲田浜中田地区に新たに居住拠点(約30戸)を計画しました。なお、菖蒲田浜後田地区につきましては、現地再建希望者にはそのまま住むことが可能である区域と設定しましたが、新たな居住拠点への移転希望者に対しては、移転も可能である箇所として調整(防災集団移転促進事業手法による)することとしました。

## 花洲浜館下地区の居住拠点の考え方を変更

花洲浜館下地区につきましては、震災復興計画上では、菖蒲田浜後田地区と同様に、現地再建

(区画整理)を希望する方と、居住拠点(花洲浜笹山地区)に移り住むことを希望される方がいることを踏まえた計画となっておりましたが、現地再建を希望される方のほとんどが、これまでお住まいになっていた場所を希望される方であったため、菖蒲田浜後田地区と同様に、新たな居住拠点への移転希望者に対しては、移転も可能である箇所として調整(防災集団移転促進事業手法による)することとしました。

## 代ヶ崎浜峯地区に新たな居住拠点を設定

震災復興計画では、代ヶ崎浜地区につきましては、現地再建を前提とした内容となっておりますが、代ヶ崎浜地区内に新たな居住拠点への移転を要望される方が複数いらっしゃいましたので、今回、代ヶ崎浜峯地区に居住拠点(約30戸)を計画しました。

## 代ヶ崎浜細田地区に新たな居住拠点を設定

東宮浜、要害、遠山地区の津波による被災者に対する新たな居住拠点を、代ヶ崎浜細田地区(約20戸)に計画しました。

新たな居住拠点の位置図



## 防災集団移転促進事業 について（概要）

防災集団移転促進事業は「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、被災地域において住民の居住に適當でない区域にある住居の集団的移転を行うための事業です。事業実施にあたっては、住民との合意に加え、集団移転の対象となる区域について、移転促進区域※1の指定が必要となります。最終的には、移転促進区域を災害危険区域（建築基準法第39条）として指定し、被災地側の建築制限※2を行います。本町は、町全域を一つの事業として実施する予定ですが、本事業は、住民との同意を得られた区域から順次移転促進区域を設定し、段階的に事業を進めることも可能となっているため、合意形成が進んだ地域から事業着手に取り掛かる予定です。本事業は、任意に実施できる事業であり、皆さん

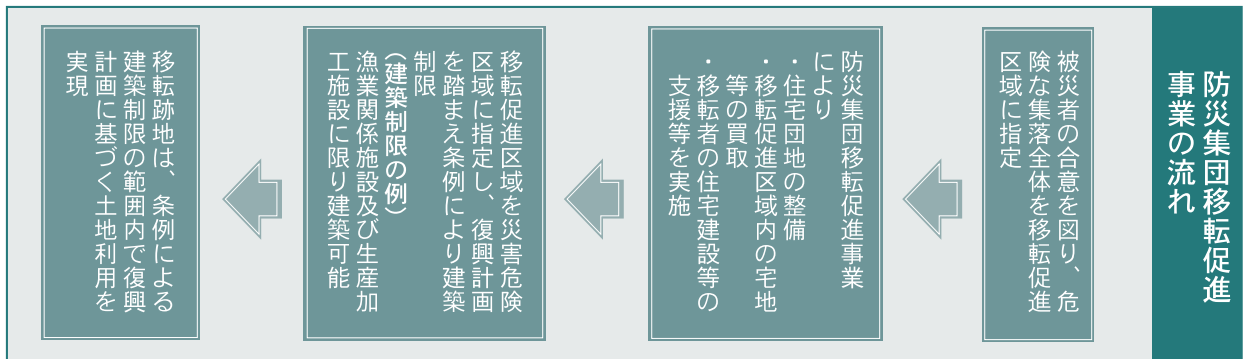
との合意により成り立つ事業です。今後の住宅復興について、家族内はもちろんのこと、地域内でも、より良い地域づくりに向けた話し合いをしていただくことが重要です。町としましては、地域内の合意形成がなされた考え方を、地域復興の基本方針として支援していきたいと考えております。

### ※1 移転促進区域

東日本大震災の被災地の中で、住民の生命、身体及び財産を津波等の自然災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

### ※2 建築制限の例

- ・ 漁業関係施設及び水産加工施設に限り建築可能
- ・ 津波に対する一定の構造耐力等を有する建築物に限り建築可能



## 防災集団移転促進事業 の税制の優遇措置

- (1) 従前お住まいの土地等を売却した場合の特例（以下のいずれかを適用）
  - 所得税に係る2,000万円控除：移転促進区域内の土地（住宅用途以外）を売却した場合等
  - 居住用財産処分の特例（所得税に係る3,000万円控除）：従前お住まいの土地を売却した場合等
  - 居住用資産の買換特例：従前お住まいの土地を売却し、新たに住宅を建設した場合等
- (2) 移転者が住宅の再取得等のために住宅ローンを借り入れた場合の特例（住宅ローン減税）
 

住宅の建設・購入（そのための敷地の購入を含む）のために借入れた住宅ローンが10年間に亘り所得税から控除されます（平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合に限られます）。

## 意見交換において質問された内容の回答 (抜粋)

復興まちづくりに関する意見交換会において質問された内容とその回答の一部を紹介します。

### 防災集団移転促進事業について

**Q** 高台の移転先は、被災した方以外でも購入できるのか？

**A** 防災集団移転促進事業の目的は、被災された方の住宅再建場所として新たな居住拠点を用意する制度であるため、移転対象以外の方が購入（賃借）することはできません。

**Q** 高台造成に伴うインフラ整備は町が行うのか？

**A** 防災集団移転促進事業における造成や道路・上下水道などのインフラ整備は町が実施します。

**Q** 防災集団移転促進事業において、高台の土地を借りた場合、借地期間は

何年となるのか。また、その後買上げすることも可能か。また、購入することができた場合、その基準価格はどのようなものか？

**A** 基本的には何年間かの借地契約となると思いますが、更新が可能であるため、何年でも住むことができます。また、その後の買上げも可能となります。その際の購入金額については、現在のところお示しできませんが、価格はその時の近傍の土地取引価格を参考に決定されます。町としましては、今回整備する居住拠点を、将来は市街化区域にしたいと考えています。市街化区域となつた場合、一般的に不動産鑑定評価額が高くなる点と、土地を購入した際のローンについて利子補給がされない点をご留意ください。

**Q** 被災地を売却した場合、所得税はかかるのか？

**A** 防災集団移転促進事業の概要(P3)参照。

**Q** 被災した土地は全て買い

上げてもらえるのか？

**A** 第2回居住意向調査で皆さんの意向を確認させていただきまます。防災集団移転促進事業としては、移転促進区域に指定した住宅用地を全て買い取ることが前提となります。ただし、住宅用地以外の畑などにつきましては、売らずに耕作などに使用することができまますし、希望によっては、買い上げすることも可能となります。なお、被災地を道路などの公共施設用地として使用することが予定されている場合は、土地の売却をお願いする場合がございます。

**Q** 30軒中、29軒は高台移転、1軒は現地再建ということも可能か？

**A** 防災集団移転促進事業では、最終的に買い上げた土地について、建築基準法の第39条に定められている災害危険区域として設定しなければなりません。移転促進区域や災害危険区域の設定について、1軒だけが現地再建といった場合、区域の設定が可能か

どうか、現在国に確認しております。町としましては、住民の皆さんの意向を踏まえながら事業の適用を行っていきたいと考えておりますが、できれば地域の皆さんが同じ方針で住宅復興に取り組まれる方が望ましいと考えています。

**Q** 新しく造成した団地に銀行、郵便局、商店等の設置は検討されていないのか？

**A** 現段階では、住宅地のみの案となりますが、例えば店舗兼住宅などに使用することは可能です。新たな居住拠点内に商業系の拠点を設定することは、想定しておりませんが、町内の復興まちづくりにおける拠点連携や道路交通網などのアクセスに配慮したまちづくりに取り組みたいと考えています。

**Q** 震災復興計画では、復旧期3年、再生期5年、発展期10年とされているが、大まかな進行の予定をご提示いただきたい

**A** 震災復興計画に記載しているとおりに、現段階として、平成23年度を含めた5年間の平成27年度（平成28年3月）までに、新たな居住拠点の整備を終え、平成28年度には家を建て始められることを目標として復興まちづくりを進めています。できるだけ早い段階で住民の皆様との合意形成を行い、早期着手ができるよう努めてまいりますので、住民の皆様におかれましては、ご協力よろしく願います。

**Q** 町としては、被災地を何年以内に買い上げることとしているのか。また、買い上げの期間などがあるのか。被災地の土地利用の考えは？

**A** 住民の皆様との合意形成の時期にもよりますが、目標としては、平成24年度中には買い上げを行い、買い上げた土地については、町有地となり、防災林の整備や道路などの公共施設、場所によっては、商業業務系の土地利用を想定して活用します。

被災地の買収価格について

**Q** 被災地の買上げ価格が確定するのはいつか？

**A** 現在、宮城県では、県内の主要な地点における不動産鑑定評価額の算定を一括して実施する動きがあります。本町でもこの金額を基準に決めていきたいと考えています。4月くらいまでには、詳細をお伝えできるよう努力をしていきたいと考えています。

**Q** 不動産鑑定評価額の被災補正率へ被災により土地の価値が下がった場合の被災前評価額との比率について、他市町村では100%（下落なし）としたり、50%（40%下落）と想定したり様々だが？

**A** 下落がどれだけあるか、今の段階では未定です。意見交換会で示した被災補正率80%は、会場で説明したとおり、あくまで仮定（試算）上での数値です。買い取りにかかるルールについては、防災集団移転促

進事業などによる国の復興交付金を財源とするため、自治体間の考え方に違いはありませんが、被災後の土地をどのように活用されるのかという点なども被災補正率に反映されます。当町としましては、被災した土地は、更地のままにせず、防災林など公共用地として活用し、できるだけ土地の価値を保ちながら、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

**Q** 被災した土地は、坪当たり5万2,800円で買い取るのか？

**A** 意見交換会で示したものは、ある土地を例にしたに過ぎません。被災した土地の買い取り価格は、地域によっても、立地条件によっても異なります。その上、（前に説明した）被災補正率も加わりません。また、一例に示した「坪当たり5万2,800円」は、「宅地」における試算価格であり、買い取りの対象となった場合の「畑」「雑種地」などは、宅地に比べ、価格がだいぶ低くなることも考慮してください。

高台土地の買い上げ制度に関する説明会の開催について

防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業などの住宅復興に関連した高台居住拠点の土地所有者に対し、復興まちづくりの考えを示し、今後の用地交渉を迅速かつスムーズに進めることを目的として、高台土地の買い上げ制度に関する説明会を開催します。

○日時 平成24年3月12日（月）19時～21時終了予定

○場所 七ヶ浜国際村ホール

○内容

- ・ 防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業の概要
- ・ 整備予定箇所の説明
- ・ 用地買収に伴う税制上の優遇措置などの説明など

○その他

- ・ 高台買収候補地土地所有者に対し通知する予定です。

※当日は、どなたでも参加できます。

お問い合わせは

震災復興推進室まで

☎7439

# 町内の話題 ズームアップ



あそぶさございん  
七ヶ浜deお正月



## zoom-up ①

懐かしい日本の  
お正月文化を楽しみました

昔懐かしいお正月の遊びや文化を体験できる「あそぶさございん! 七ヶ浜deお正月」が、1月29日、七ヶ浜国際村で行われ、多くの家族連れなどでにぎわいました。このイベントは、七ヶ浜町国際交流協会が毎年開催しているもので、今年で12回を数える、お正月恒例イベントとなっており、お正月恒例イベントとしてお正月会場では、とすけや羽子板、書初めなど、昔ながらの遊びを体験できるコーナーが設けられたほか、つきたてのお餅が無料で振る舞われ、訪れた来館者を楽しませていました。そのほか、職人によるアメ細工の実演販売コーナーには、たくさんの来館者が集まり大人気。また、最後に吉田浜獅子舞保存会による獅子舞が披露されると、二頭の獅子の迫力に、大きな歓声が上がっていました。



## zoom-up ②

七ヶ浜を元気に! 町PTTA  
A連合会からノボリ寄贈



「勇気・元気・笑顔!!!」みんな大好き 七ヶ浜!!!」と書かれた幟(のぼり)が、町PTTA連合会から町に寄贈され、藤崎勝彦会長(写真右から2人目)から町長に手渡されました。これは、震災で大きな被害を受けた本町に元気を取り戻そうと同会が企画したもので、「七ヶ浜を元気にする言葉(標語)」を町内の児童生徒から募集し、最優秀に選ばれた作品を30本の幟にして各学校や仮設住宅の集会所など町内各所に配布、設置しました。このうちの5本が町に寄贈されました。●最優秀作品に選ばれたのは、向洋中2年の齋瑞穂さん(汐)の作品。ほかに優秀作品として松ヶ浜小1年 渡邊大輝くん(菖)、亦楽小6年・小玉瑞貴くん(花)が入選しました。

Zoom-up ③ 渡辺貞夫さんが国際村に  
来館しました

2月16日(木)

七ヶ浜国際村にジャズサックス奏者の渡辺貞夫さんとセネガル出身のパーカッショニストのンジャセ・ニヤンさんが来館しました。●これは、国際村の育成事業で活動しているパーカッションアンサンブルグループ「Groove 7」が東日本大震災被災児童の自立支援事業で、3月18日(日)に神戸文化ホールで渡辺さんと共演する課題曲の練習のためです。●メンバーはンジャセさんからアフリカの太鼓「ジャンベ」で課題曲のリズムや新たな奏法を教わり、実際に渡辺さんとのサックスに併せ演奏中の表現などを



確認し、意欲的に取り組んでいました。●神戸では阪神淡路大震災を経験した神戸と、東日本大震災で被災した東北の子供たちがお互いの想いを全国へ届けます。



Zoom-up ④ 大越基さんが山口県  
早稲高校野球部を  
率いて甲子園出場!!

七ヶ浜町出身で1989年、夏の甲子園大会で、仙台育英学園高校のエースとして準優勝の立役者となり、プロ野球ダイエーホークス(現ソフトバンクホークス)にドラフト1位で入団し、活躍した大越基さんが、中国地区から山口県早稲高校野球部を監督として率いて春の全国選抜高校野球大会への出場を決めました。●大越さんには、東日本大震災で甚大な被害を受けた当町に、深夜にもかかわらず直接支援物資と故郷への想いを届けていたきました。また、今回、「山口県に住んでいる私が軽々しい言葉をお口にできない3月11日の故郷の惨状。七ヶ浜町の復興を心から祈念しております。」とのメッセージも頂いております。●早稲高校の監督として、また、被災地の代表として甲子園での活躍が期待されています。



Zoom-up ⑤ 七ヶ浜国際村で復興応援コ  
ンサートが開催されました。

2月11日

(土)に多くの方にたくさん元気と勇気を与え、復興・発展の一躍を担えればとの想いを胸に、宮城県警察音楽隊・同カラ―ガード隊による「宮城県宮城県警察音楽隊復興応援コンサート」が七ヶ浜国際村で開催されました。コンサートには七ヶ浜中学校と向洋中学校の吹奏楽部も共演し心に響く演奏が奏でられ、聴衆を魅了していました。●また、ローム・被災地支援コンサートシリーズ『頑張ろう東北・頑張ろう七ヶ浜』を繋ぐ東北2大プロオーケストラ連続公演」と題して2月8日(水)に仙台フィルハーモニー管弦楽団、15日(水)に山形交響楽団の公演が行われ、来場者はプロの演奏に直接触れ感動していました。



Zoom-up ⑥ 七の市商店街で  
大売り出しを開催!!

仮設住宅付近の賑わい創出と、商工業の復興を願い、昨年12月に生涯学習センター入口にオープンした七の市商店街で1月29日に大売り出しが開催されました。汐見太鼓の力強い演奏がオープニングに華を添え、商店街は目玉商品である新鮮な魚介類や野菜、果物、生花などを買い求めるお客さんで賑わいました。また、地元漁師の方やボランティアの方々のカニ汁、お汁粉、おでんなどの無料サービスコーナーが設けられ、お客さんを喜ばせていました。この大売り出しは毎月最終日曜日に、その月の目玉商品などが格安で販売される恒例行事として開催される予定です。





第44回

### 災害時の食について

アラカルト

災害により断水や停電などライフラインがストップすると、水や食糧の調達に難しい状態が続きます。また、復旧に時間がかかればかかるほど、栄養に偏りが生じてきます。東日本大震災で宮城県が行った調査によると、震災後3か月以内に避難所で提供された食事にビタミン不足等の栄養の偏りがみられました。

#### ●災害時に重宝する食材は・・・

- ハム・魚肉ソーセージ・長芋・お惣菜缶詰(魚・肉・野菜)等そのまま食べられるもの
- にんじん・いも・かぼちゃ等ビタミンの多い野菜… (ホイルに包んで焼いたり、少量の水で蒸して温野菜に)
- 野菜や果汁100%のジュース
- 乾麺や切干大根・麩・ひじき・のり等の乾物類
- アルファ米・パンの缶詰・長期保存飲料水等のレスキュー食品

#### ●食品を備蓄する時のポイント

簡単!・短時間!・温かい!が決め手。賞味期限が来たら交換を!

- 長期保存が可能 ○ハサミや缶切りが不要 ○調理器具の利用が少ない
- 調理(加熱)時間が短い ○水分補給できるもの 等

#### ●卓上コンロでつくるビタミンレシピ<あんかけ風さつま芋ごはん>

##### 材 料 4人分

米	2合
さつま芋	1/4本
帆立貝缶詰	小1缶
缶詰汁+水	470ml
干椎茸(スライス)少々	
水	500ml
にんじん	少々
乾燥卵スープ	3袋
豆 麩	少々
片栗粉	適量

##### つくりかた

①厚手の鍋(土鍋等)に洗った米・角切りさつま芋・帆立貝を入れ、缶詰汁と水を合わせたものを加えて炊く。②別鍋に干椎茸と水を入れ、椎茸が戻ったら火にかけ、沸騰したらせん切りにしたにんじんを加える。③にんじんが柔らかくなった卵スープと豆麩を加えて煮る。水溶き片栗粉でとろみをつける。④炊き上がったご飯を器に入れ、③のあんをかける。



子育て支援センターに遊びにきました!

#### 短 歌

「いさり火」の詠草とどく日思ひ出す歌  
会の様子やみんなの笑顔 小貫 純子

急かされてペンを右手に持つけれど麻痺  
したかのような誤作動の脳 佐藤 登美子

激震に傾く歳は百十余年わが家の歴史  
たちまち壊さる 赤間 きみ子

裸木となり世直しを叫ぶため  
後藤九尼克

漬物の最もらしき寒の内  
森 新一郎

墨の香の緊張走る初稽古  
梅沢 七生

#### 俳 句

お子さんの写真やイラスト  
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております!

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」  
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-7439 (直通)

fax357-5744 (役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com





## 健康カレンダー



### 子宮頸がん予防ワクチン 接種費用の助成について

〈高校1年生の女子対象〉

とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
8	3~4か月児健康診査	母子健康センター	12:15~12:30	H23.10.27~12.8 出生児
	BCG接種		12:45~13:00	
14	3歳児健康診査	〃	12:15~12:30	H20.9.1~30 出生児
15	1歳6か月児健康診査	〃	12:15~12:30	H22.8.1~31 出生児 ※希望者にはフッ素塗布を行います。 (フッ素塗布:100円)
4/11	1歳児健康相談	〃	9:45~10:00	H23.3.1~4.30 出生児 ※母子手帳をお持ちください。

平成24年3月1日現在、高校1年生(16歳相当)の女子で、まだ1回目の子宮頸がん予防ワクチンを接種してない方については、平成24年3月31日までに1回目の接種を受けた方のみ、平成24年4月以降の接種費用を助成します。

つきましては、今から1回目の子宮頸がん予防ワクチン接種を予定している高校1年生の女子は、次のものを指定医療機関に持参し、3月31日までに1回目の接種を受けるようお知らせします。(1回目の接種が4月1日以降になった場合は、3回の接種費用は全額自己負担となります。)

なお、子宮頸がん予防ワクチンは、任意接種であり、行政が接種を推奨しているものではありませんので、必ず接種する必要はありません。

※平成24年4月1日以降の子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの助成については、4月号でお知らせします。

#### 医療機関に持参するもの

- 町が発行した子宮頸がん予防ワクチン接種個人票・予診票  
(紛失した場合は再発行しますので、ご連絡願います。)
- 母子健康手帳
- 健康保険証



### こころの相談を開催します



イライラする、不安が強い、やる気がでない、眠れないなど、悩みやこまりごとがある方やそのご家族方、精神科医師に相談してみませんか。

なお、相談には事前に予約が必要ですので、下記までご連絡願います。

- とき 平成24年3月21日(水) 午後1時30分~4時
- ところ 七ヶ浜町役場 3階 会議室



お問い合わせは、健康増進課 ☎ 357-7448

## 七ヶ浜町からのお知らせ

東日本大震災による被災情報  
(平成24年2月13日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 11名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 1名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 32名
- 七ヶ浜町民の方 計 104名
- 七ヶ浜町民の安否不明者 4名

☎74336

応急仮設住宅等入居者情報  
(平成24年2月13日現在)

### ■応急仮設住宅

1. 第一スポーツ広場(147戸)  
511名

2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド (104戸)

302名

3. 生涯学習センター前(67戸)

171名

4. 湊浜旧町宮住宅跡地(17戸)

53名

5. 松ヶ浜謡児童遊園(17戸)

40名

6. 社会福祉協議会事務所下(13戸)

41名

7. 国際村第2駐車場(46戸)

107名

民間賃貸住宅の応急仮設住宅  
扱い(宮城県の決定分)

計411戸

218世帯 764名

その他(親戚宅や社宅等)  
不明

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎74449

### 義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

●義援金(2月13日現在 678件)

90,970,577円

内配分済額(平成24年2月13日現在)

60,425,000円

### 配分後義援金額

30,545,577円

●一般寄附金(復興支援)

(2月1日現在 315件)

269,356,391円

### ■義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。下記の専用口座に直接、振込等により入金してください。

#### ●銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

#### ●口座種別及び番号

普通預金 9000887

#### ●口座名義

七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

### ■一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課メールアドレス: zaisei@nichigahama.com までお問い合わせください。

### ■ふるさと納税寄附金

#### (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援とな

ります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

\*お問い合わせは、財政課まで

☎7438

☎7438

### 義援金の三次配分について

東日本大震災で被災された皆さまへ、義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会において決定した内容で配分いたします。

#### 【義援金支給対象者】

##### ●支給対象

①死亡・行方不明者の方がいる世帯 ..... 10万円

②災害障害見舞金対象者 ..... 10万円

③津波浸水区域内のうち次の世帯

全壊 ..... 20万円

大規模半壊 ..... 10万円

半壊 ..... 5万円

\*③のうち、大規模半壊以上で応急仮設住宅(民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱いを含む)未利用世帯については加算金あり

④母子・父子世帯 ..... 10万円

..... 10万円

..... 10万円

※義援金の一次配分・二次配分をすでに受けている方は、改めての申請は必要ございません。

対象となる方には順次支給を行います。

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

## 七ヶ浜町被災事業者支援事業

東日本大震災により町内で被災した法人または個人の商工業者で、事業を町内で再開するために施設・設備の復旧費（50万円以上）に要した経費の一部を補助します。（ただし、国の被災者生活再建支援制度、東日本大震災災害義援金、宮城県の住宅の応急修理制度等の支援を受けている事業者は対象外となります）

● **申込受付期間** 3月30日（金）まで  
（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

● **申請先**  
多賀城・七ヶ浜商工会

七ヶ浜事務所 ☎3912

\*お問い合わせは、産業課まで ☎7443

## 被災者生活再建支援制度

（新たに罹災証明書の交付を受けた方もおられるため、引き続きご案内いたします。）

● **対象となる世帯**

被災当時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

● **支給額**

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。（世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額）

【基礎支援金の申請期間が延長されました】  
● **基礎支援金の申請期限**  
平成25年4月10日まで

### 【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

### 【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

\*お問い合わせは、地域福祉課まで ☎7449

## 農地災害復旧工事のお知らせ

町内の農地では、湖畔・水路の復旧および除塩作業を実施しております。作業は、ため池の位置や水路、地形などの関係により前後しますが、全町での営農再開に向けて、順次進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

\*お問い合わせは、産業課まで

☎7444

## 公共機関 開館・閉館状況

### ◆役場各課窓口

平日のみ開庁。午前8時30分から午後5時15分

### ◆生涯学習センター(☎357-3302)

#### ●中央公民館

7月1日より貸館などの通常業務開始。

#### ●老人センター(☎357-4976)

9月1日(木)より、老人福祉センター「浜風」の入浴サービスが利用できるようになりました。

あわせて送迎バスも仮運行で再開いたします。運行ルートや時間については、老人福祉センター「浜風」までお問い合わせください。

#### ●すばーく七ヶ浜

救援物資の搬入および災害ボランティアセンター事務局となっているため、当分の間は利用することができません。

### ◆図書センター

仮設図書館を生涯学習センター1階ロビーに設置しています。

\*お問い合わせは、生涯学習センターまで。

### ◆歴史資料館(☎365-5567)

7月1日より通常業務開始。

### ◆七ヶ浜国際村(☎357-5931)

7月1日より貸館などの通常業務開始。

### ◆町内のスポーツ施設

#### ●アクアリーナ

地震による損傷があるため、当分の間は利用す

ることができません。

※お問い合わせは、生涯学習センターまで

#### ●アクアゆめクラブ事務局(☎357-7920)

通常どおり業務を行っています。

#### ●町民体育館

解体工事のため、利用することができません。

#### ●サッカースタジアム

通常どおり利用できます。

#### ●野球場

通常どおり利用できます。

#### ●テニスコート

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

#### ●第1スポーツ広場、キャンプ場

応急仮設住宅用地のため使用停止。

#### ●第2スポーツ広場

通常どおり利用できます。

#### ●町民プール

通常どおり利用できます。

#### ●武道館

通常どおり利用できます。

※上記9施設へのお問い合わせは、アクアゆめクラブまで

震災の影響で、現在遠山保育所の安全確保が難しく危険であることから、平成23年4月11日より、汐見保育所1か所での合同保育を行っています。

## 各種イベントの中止・延期・開催について

### ■七の市を当面の間休止します

毎月開催しておりました「七の市」について、当面の間休止します。開催が決まり次第お知らせします。  
\*お問い合わせは、産業課まで

☎ 7443

## 七ヶ浜土地改良区からのお知らせ

七ヶ浜土地改良区事務所は、震災により流失し組合員の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしているところで、阿川排水機場（菖蒲田浜字牛ノ鼻木）を仮事務所として業務を行っておりますので、お知らせいたします。  
\*お問い合わせ先

☎ 33388

## 損壊家屋の基礎解体への一部助成について

東日本大震災によって家屋等に被害を受けられ、町の無料解体を待たずに、自費で損壊家屋の基礎撤去を行った方へ一部助成を行います。

●助成額 町が算定した額と申請者が施工業者と契約した金額のいずれか低い方の額。

●受付期間 平成24年2月8日（水）から3月8日（木）までの平日。

●申請受付時間 午前10時～12時・午後1時30分～3時30分  
●申請受付場所 七ヶ浜町役場 第6会議室（役場庁舎裏）  
●申請に必要なもの

(1) 解体撤去等依頼書（申請時に記入していただきます。）

(2) 身分証明書（運転免許証 等）

(3) 防災証明書

(4) 印鑑（認印でかまいません。）

(5) 施工業者の見積書、契約書、支払が終わっている場合は領収書

(6) 撤去前、撤去後の状況が分かる写真

(7) その他、町長が必要を認める書類

\*申請するときは、施工業者も同行していただきます。  
\*お問い合わせは、環境生活課まで

☎ 7454

## 七ヶ浜町における放射線量の調査状況について

① 空間放射線モニタリング状況  
(1) 役場駐車場

測定月日	2月17日
天候	雪
測定時間	午前8時11分
測定結果地上1m	0.08
測定結果地上0.5m	0.08

※6月30日から2月17日現在まで、計157回測定。最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

(2) 町立小中学校・保育所・私立幼稚園（校庭・園庭）

●測定月日 2月16日（木）

●天候 曇り

※6月30日から2月16日現在まで、計61回測定。最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。  
\*お問い合わせは、環境生活課まで

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午後1時50分	校庭	0.08	0.08
2	松ヶ浜小学校	午前9時7分	校庭	0.07	0.08
3	汐見小学校	午前10時23分	校庭	0.09	0.09
4	七ヶ浜中学校	午後2時12分	校庭	0.11	0.12
5	向洋中学校	午前11時7分	校庭	0.10	0.12
6	汐見保育所	午後1時10分	園庭	0.08	0.07
7	和光幼稚園	午前8時47分	園庭	0.06	0.07
8	松ヶ浜幼稚園	午前9時32分	園庭	0.10	0.12
9	遠山幼稚園	午前11時25分	園庭	0.09	0.09
10	汐見台幼稚園	午前10時2分	園庭	0.10	0.11
11	第二柏幼稚園	午後1時30分	園庭	0.09	0.08

(3) 公園等

公園等については、37か所測定。全て、毎時0.05～0.13マイクロシーベルトの範囲。

詳細の測定箇所・測定数値については、環境生活課まで

※測定機器は、簡易型環境放射線モニタ（PA-1100）を使用。

※環境省による除染基準、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域。長

## 震災関係情報

### 各種相談

#### ■政府からのお知らせ

被災による不安や悩みを受け止める相談窓口を設けています。

#### 【こころの健康相談】

●こころの健康相談（ホットライン）.. 精神保健センター

☎ 0229-629-9617

（月～金 午前9時～午後5時 祝日 除く）

#### 【いのちの電話】

●社会福祉法人 仙台いのちの電話

☎ 022-718-4343  
（月～日 24時間 祝日含む）

お悩みを持つ女性のほうが相談ください。震災により生じた生活上の悩みや仮設住宅生活での不便など、ご相談ください。

#### 【チャイルドライン】

☎ 0120-99-7777

（月～土 午後4時～午後9時）  
※18歳までの子ども専用電話

# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

## ボランティア

■家の片付けなど、私たちが手伝います!

●依頼方法・受付時間

電話か直接七ヶ浜町災害ボランティアセンターへ申し込んでください。

●場 所 すばい七ヶ浜

●受付番号

☎090-6853-4490

☎080-5949-8452

●活動内容

浸水家屋の家財や畳の運び出し、危険を伴わないもの、高齢世帯・一人暮らしの方の家の片づけ、その他要相談※ボランティアも随時募集中です。

\*お問い合わせは、右記電話番号まで

## 遺失物の縦覧(3月31日まで)

津波で流された写真、賞状、位牌などの縦覧を次のとおり行います。

【貴重品類以外のもの】

●と き 土日祝日のみ

午前9時30分〜午後3時30分

●と ころ すばい七ヶ浜

※所有者が判明できる一部の遺失物については、役場総務課でお預かりしています。

【貴重品類】 貴重品類は、最寄りの警察署(塩釜警察署)、七ヶ浜交番(湊浜)

に遺失届を提出してください。

\*お問い合わせは、災害対策本部まで

☎7436

## 都市基盤情報

### 上下水道

#### ■町内の下水道施設について

町内の公共下水道施設の復旧工事を順次実施しています。工事箇所については、何かとご不便をお掛けする場合がありますが、ご理解とご協力をお願い致します。

また、引き続き次に掲げる下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

#### ●下水道施設に優しい使用方法

- ・食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。
- ・洗剤は、量をはかり使いすぎないようにしましょう。
- ・お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利用しましょう。
- ・水道の蛇口は、こまめに閉めましょう。
- ・紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、ゴミとして出しましょう。

#### ■上下水道使用開始について

震災によりお家をリフォームし、再び上下水道を使用できるようになった時は、事前に届け出が必要です。届け出を忘れてしまうと遡って料金を納めていただく場合がありますので、

事前に水道事業所まで連絡願います。  
\*お問い合わせは、水道事業所下水道係まで

☎7456

## 住宅

#### ■破損家屋の基礎解体について

震災で被災した破損家屋の基礎解体について、役場で撤去作業を行うことが出来るようになりました。「私有財産撤去申請書(ガレキや家屋の撤去申請)」を提出された住民の方は、自動的に対象となりますが、未申請の方はお問い合わせ下さい。

家屋撤去と同様に、作業は所有者に連絡後に行います。復興計画において、地区設定の無い白色と黄色及び紫色の地区から順番に作業を行います。住宅建築によりお急ぎの方はご相談下さい。

詳しくは、役場建設課にお問い合わせ下さい。

☎7441

## 生活基盤情報

#### ■住宅再建支援事業

#### (二重ローン対策)のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら住居した住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

お問い合わせ 宮城県土木部住宅課

☎022-211-3256

## 税

震災による家屋の被害に係る罹災証明書・土地の被害調査について

●罹災証明書が必要な方(家屋に被害があった方)が申請された場合、被害程度の調査結果により罹災証明書を交付しております。判定後、再度の申請があれば、家屋の内部立ち入りも含めた二次調査を実施しております。

●震災による土地の被害について、申請に基づいて調査を行っております。被害を受けた土地は、その被害程度により固定資産税及び都市計画税の減免対象となる場合があります。

- ①地割れ(き裂) 幅が3センチ以上のもの
- ②陥没 深さが15センチ以上のもの
- ③沈下 沈下量が20センチ以上のもの
- ④段差 段差量が20センチ以上のもの
- ⑤隆起 隆起量が10センチ以上のもの
- ⑥浸水 津波により浸水した場合
- ⑦その他 前項目以外の状態

※申請の期限は、平成24年3月30日までとなっております。期限までの申請に基づき被害調査を実施いたします。罹災証明書が必要な方、土地に被害がある方はお早めにお願います。

\*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで

☎7451



## 夜間の町税等納税窓口

町税等に関する納税相談を次のとおり開設します。

- とき 3月29日(木)  
午後5時15分～午後8時まで
- \*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで  
☎7453

## 町税の納め忘れはありませんか

平成23年度町税の納め忘れはありませんか。納付書をもう一度確認し、お早めに納付してください。納期限が過ぎて一定期間を経過しても未納が続きますと、本税に加えて督促手数料と延滞金も納付していただくこととなりますのでご注意ください。

☎7453

## 3月の納税(納期限3月29日)

今月は、町県民税(普通徴収)第4期、国民健康保険税第7期、介護保険料第7期、後期高齢者医療保険料第7期で、納期限は3月29日(木)です。

納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が加算されます。  
\*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで  
☎7453

## 塩釜税務署からのお知らせ

申告と納税の期限は、所得税・贈与税は3月15日(木)まで、消費税及び地方消費税は4月2日(月)までです。申告はお早めに。

所得税(譲渡所得を含む)・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告書作成会場をマリングेट塩釜3階マリングート(塩釜市港町1-4-1)に開設しています。

●開設期間 3月15日(木)まで 午前9時～午後4時(土・日曜日・祝日を除きます。)

※塩釜税務署内には確定申告書作成会場を開設しておりませんので、確定申告書作成会場「マリングート塩釜3階マリングート」をご利用下さい。  
確定申告に関する電話は、電話相談センターにおつなぎします。音声案内に従い「0番」を選択してください。電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事していただいております。

なお、申告書の提出は、郵便、信書またはe-TAX(国税電子申告)により行うこともできますので、是非ご利用ください。  
詳しくは、塩釜税務署まで。  
☎2151

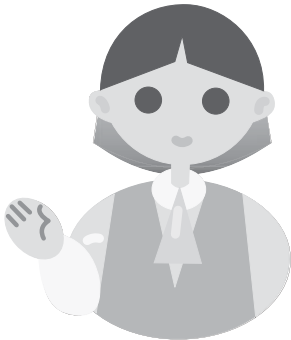
## 町県民税の申告はお済みですか?

町県民税の申告は3月15日(木)まで済ませましょう。町ウエブサイト・広報しちがはま2月号・七ヶ浜ライフルカレンダー2月、3月に地区割り申告日程が掲載されています。

給与収入(パートなど)の場合は、源泉徴収票(原本)をお持ちください。営業や不動産等の事業所得の場合は、収支内訳書の作成が必要です。

申告をしないと、過料が科せられる場合があります(所得税の場合、期限後に申告すると本来の税金以外に加算税や延滞税も納めることとなります)。

※お問い合わせは 税務課 住民税係まで  
☎7452



## 暮らしの相談、お待ちしています

### 行政相談

行政(国・県・町)に関する相談  
●相談委員  
星 初枝(菫) ☎2426  
瀬戸 源市(東) ☎8549

### 人権相談

人権問題に関する相談  
●相談委員  
星 徳光(菫) 伊藤 せい子(代)  
村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)  
引地 淑子(花)  
仙台法務局塩釜支局 ☎2338

### 生活相談

生活上の心配事に関する相談  
●相談委員 各地区の民生委員  
※行政・人権・生活相談は次のとおり  
とき 3月13日(火)、4月10日(火)  
午前10時～午後3時  
水道庁舎2階

### 無料法律相談(弁護士が相談に応じます)

とき 3月8日(木)  
午後1時30分～4時30分(人30分)  
水道庁舎2階

### 消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談  
●相談委員 村上 妙子(境)  
とき 3月1日、5日、8日、12日、15日、19日、22日、26日、29日、4月2日、5日  
午前9時～午後5時  
役場相談室  
お問い合わせは産業課まで ☎7443

### 知的障害者相談

知的障害者の生活等に関する相談  
●知的障害者相談員  
鈴木 勲(菫) ☎2461  
川村 好子(遠) ☎2224  
星 好男(東) ☎1394

### 知的障害者相談員

知的障害者の生活等に関する相談  
●知的障害者相談員  
榎木 正俊(松) ☎2314

**消費税・譲渡所得の申告は  
直接税務署で!!**

平成23年分の消費税、譲渡所得（株式等・土地や建物の売却）、配当所得の申告は、平成24年3月までに行われる確定申告作成会場（マリネット塩釜）で直接申告してください（役場の申告会場では、受付できません）。

※お問い合わせは 税務課 住民税係まで  
☎ 7452

**図書センターからのお知らせ**

図書センターは地震により休館していますが、中央公民館1階ロビーにて貸出を再開しています。

●開館時間 午前9時～午後5時

●休館日 月曜日（祝日の場合は翌日火曜日）および最終金曜日（館内整理日）

●3月のよみきかせ

3月8日（木）、22日（木）午前10時30分より、中央公民館キッズルームにてよみきかせを行います。どうぞ親子でご参加ください。

本を借りるには利用カードが必要です。初めてご利用の方、震災で紛失した方はカウンターまでお申し付けください。本は一人5冊まで、2週間借りられます。

※震災前に借りた本をお持ちの方は、中央公民館までご返却ください。被災を受けた本についてもご報告をお願いいたします。

\*お問い合わせは、生涯学習課まで  
☎ 3302

**子育て支援センターだより**

**◆ベビールーム「めんこ・めんこ」◆**

2か月から6か月の赤ちゃんと保護者の方を対象に、ベビーマッサージやフリートークで楽しく過ごします。

- とき 3月27日(火) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 バスタオル・タオル2枚・オムツ・ミルク(母乳)・母子手帳
- 申込 3月23日(金)まで

**◆子どものこころの健康相談◆**

災害を体験した子どものこころと身体は、いろいろなサインを出しています。「ささいな事におびえる・赤ちゃんがえり・食欲がない・腹痛等」これらの状況を緩和し乗り越えるための対応について相談・支援します。

- とき 3月23日(金) 午前10時～午後4時30分(予約制)
- ところ 子育て支援センター
- 対応 宮城県子どものこころのケアチーム

**◆親子ピクス◆**

復興支援ということで佐藤恵美先生による親子ピクスを開催します。親子で身体を動かし、楽しいひと時を過ごしましょう。

- とき 3月16日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 飲み物 等

**◆講演会◆**

「子育てをもっと楽しく！」

- とき 3月1日(木) 午前10時～11時30分
- ところ 子育て支援センター
- 講師 畑山 みさ子  
宮城学院女子大学名誉教授

**◆あそぼ・あそぼ◆**

今回は、「カラーでおしゃべりの会」です。カラーセラピーの阿部先生と外久保先生を交え、色についていろいろおしゃべりしましょう。

- とき 3月23日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 人数 15組程度

**◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆**

(子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

**【3月上旬の開放日】**

1日(木)・5日(月)・6日(火)・7日(水)・9日(金)・12日(月)・13日(火)・16日(金)・19日(月)・21日(水)・22日(木)・23日(金)・26日(月)・27日(火)・28日(水)・29日(木)・30日(金)  
※午前9時～午後4時(1日、27日は午後のみ。)  
(都合により変更する場合があります)

**◆まつぼっくり dayに参加しませんか◆**

一時保育利用を考えている方を対象に、まつぼっくり広場を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 3月6日(火) 午前10時～11時
- ところ まつぼっくり広場
- 人数 1日5組(要予約)

**◆絵本と仲良し◆**

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 3月13日(火) 午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 357-7455

## 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や保険料免除期間などが、原則として25年以上あると65歳から受給できます。

年金額は、20歳から60歳までの40年間（480月）すべて保険料を納めている場合に、満額の788900円（平成23年度）となります。なお、保険料を納めていない期間や保険料免除期間がある場合は、その期間に応じて減額された年金額となります。

\*お問い合わせは、年金ダイヤルまで

☎0570-051165

## 老齢基礎年金の繰上げ繰下げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、65歳前に繰上げて減額された年金を受けることができます。ただし、支給を繰上げた場合、生涯減額された年金を受けること、障害基礎年金を請求できなくなるなど、注意が必要です。

また、66歳以降に老齢基礎年金を受け始める繰下げの場合は、年金額が増額されます。

\*お問い合わせは、年金ダイヤルまで

☎0570-051165



## 町道の除雪・融雪作業にご協力ください

冬季間の交通安全確保のため除雪融雪を実施しております。作業を円滑に行うために住民の皆さまのご協力が必要です。

- 路上駐車や、はみ出し駐車、バイク、自転車の放置は作業の妨げになり、多くの方のご迷惑となりますので絶対にやめましょう。
- 自宅敷地内の雪を路上に雪出しすると、スリップ事故の原因となりますので敷地内で処理してください。
- 除雪作業により、玄関先が雪でふさがりご迷惑をおかけしますが、各自で除雪していただきますようお願いいたします。

\*お問い合わせは、建設課まで

☎7441

## 1歳児と2歳6か月児に対する健康相談について

平成24年4月より、1歳児と2歳6か月児を対象とした健康相談を実施いたします。

日頃のお子様の健康状態や発育について気になることはありませんか？保健師と栄養士がお子様の状態等を確認し、今後の発育についてアドバイスをします。

なお、日時や対象児などについては、各月の広報及びライフカレンダーにてお知らせいたしますので、ぜひご参加下さい。

○主な内容：身長・体重の測定、発育状態の確認、栄養指導、個別相談など

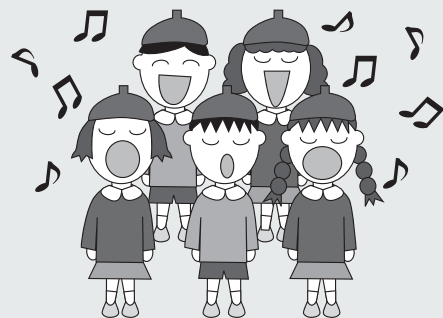
\*お問い合わせは、健康増進課 保健指導係まで

☎7448

## 復興支援「文化まつり」 “咲かせよう文化の華を”

町の文化協会と生涯学習グループ（中央公民館サークル）が合同で学修の成果を発表します。舞台での発表や作品の展示の他、体験コーナーや豚汁の無料配布などもありますので、ぜひご来場ください。

- と き 3月4日（日）  
展示発表 午前9時15分から午後3時  
舞台発表 午前10時から午後3時
- ところ 七ヶ浜国際村
- 主催 七ヶ浜町文化協会



## 東日本大震災 七ヶ浜町追悼式のご案内

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この度の震災によりお亡くなりになられた方々を追悼するため、次のとおり追悼式を行います。なお、ご参列いただく方々には、別途ご案内申し上げます。

- と き 平成24年3月11日（日）  
午後2時45分から
- ところ 七ヶ浜国際村
- 追悼の対象となる方
  - ・町内外で被災し亡くなられた町民の方
  - ・町内で被災し亡くなられた町民以外の方
  - ・行方不明者の方

\*お問い合わせは、災害対策本部まで ☎357-7436



## 公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ

公的個人認証サービスで使用する電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から3年間です。有効期間が満了し、失効した場合には、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができません。

引き続き電子証明書が必要な方は、電子証明書の更新の手続きが必要になります。更新の手続きは有効期間満了日の3ヶ月前から行うことができますので、必要な物を持参の上、町民課窓口までお越し下さい。

なお、現在の電子証明書が失効した後も、新しい電子証明書の発行を受けることができます。

詳しくは町民課戸籍住民係までお問い合わせください。

### ●手続きに必要な物

- 電子証明書を記録した住民基本台帳カード

- 公的身分証明書(免許証、パスポート等)
- 発行手数料500円

\*お問い合わせは、町民課戸籍住民係まで  
☎74445



## 新年度になったら「学生納付特例制度」の申請をお忘れなく

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

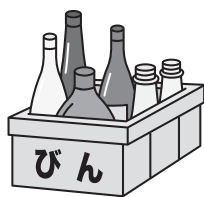
なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

\*お問い合わせは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」へ!

## リサイクル運動団体の登録募集のお知らせ

リサイクル活動推進の一環として、新聞、雑誌、缶・ビン類等の資源物を回収している団体(子供会、老人クラブ、スポーツ少年団等)に、1kg当たり1円の補助金を交付しています。補助金の交付を受けるには、事前の登録が必要となります。

\*お問い合わせは、環境生活課まで  
☎7454



## 国民健康保険限度額認定証をご存知ですか?

ご家族の方で入院中の方、入院を予定している方は町民課国保年金係窓口で申請をしてください。限度額適用認定証を提示すると、70歳未満の方の入院時の病院窓口負担が、自己負担限度額までになります。

### ●高額医療費の自己負担限度額をご存知ですか?

1ヶ月の医療費が「自己負担限度額」を超えた場合、この自己負担限度額までの支払ですみます。「自己負担限度額」は世帯主、被保険者の所得によって定められています。

### ●限度額認定証とは

今までは70歳未満の被保険者が、入院時において病院窓口で1ヶ月に支

払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、役場窓口での申請により高額療養費として払い戻されていますが、限度額適用認定証を提示することにより、自己負担限度額までの負担ですむこととなります。該当する方は国民健康保険証と印鑑をご持参の上、町民課国保年金係窓口で申請してください。  
※月を遡つての申請はできません。

■70歳未満の国保の方の自己負担限度額(月額)

	自己負担限度額(月額)	4回目以降
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

\*お問い合わせは、町民課国保年金係まで  
☎7446

いっしょにものづくりをして  
ふれあいの場を広げてみませ  
んか? 「ふれあい工房」

●とき 毎週月～金曜日

午前10時～午後3時  
(土日祝日休み)

●作業内容

【裁縫の部】

はぎれやタオルを使った小物  
バッグ作りなど

【木工の部】

焼印キーホルダーの製作  
表札用プレートの切り出しなど

●ところ

七ヶ浜町きずな工房

(中央公民館隣のプレハブ)

※大規模半壊以上の被災を受けられ  
た方が対象です。ご希望の方は、事  
前登録が必要になります。

\*お問い合わせは、七ヶ浜町社会福祉  
協議会まで

☎77781

1月25日に「貝びな作り教室」が開  
催されました。



「求職者支援制度」に  
ついてのお知らせ

職業訓練によるスキルアップで  
早期就職を

平成23年10月から雇用保険を受給で  
きない求職中の方などを対象に、受講  
料無料(テキスト代等は自己負担)で職  
業訓練が受講できる「求職者支援制度」  
が実施されています。

なお本人の月収が8万円以下、世帯  
全体の月収が25万円以下、世帯全体の  
金融資産が300万円以下など一定の  
要件を全て満たす場合に、受講中の生  
活支援として月額10万円の受講手当と  
通所手当(上限あり)の受講給付金が支  
給されます。

主な対象者は、雇用保険に加入でき  
なかつた方、加入期間が足りず雇用保  
険が受けられない方、自営廃業者や学  
卒未就職者などです。

\*お問い合わせ ハローワーク塩釜

☎3361

学区外に引越すときは  
事前に早めのご連絡を

小学校・中学校に通うお子さんが  
引越等により学区が変わる場合  
は、手続きが必要となりますので、事  
前に学校と教育総務課にご連絡くだ  
さい。手続きが遅れますと、例えば転  
校先でのお子さんの受け入れ準備が  
十分に整わないなど不都合が生じま  
すので、早めのご連絡をお願いしま  
す。

\*お問い合わせは、教育総務課まで

☎7440

国民年金保険料がクレジッ  
トカードで納付できます

クレジットカードでの納付とは、国  
民年金保険料を定期的にクレジット  
カード会社から立替払いし、クレジット  
カード会社からカード会員の方に請  
求する方法です。ただし、過去の未払  
い分の保険料についてはご利用いた  
だけません。

保険料の納付方法は、毎月納付、6  
か月前納及び1年前納があります。

納付できる保険料は、「定額保険料」  
及び「付加保険料込みの定額保険料」  
となります。(保険料の一部を免除さ  
れている場合はご利用いただけませ  
ん。)

なお、カード会社へのお支払回数  
は、1回払いのみとなります。

クレジットカードでの納付をご希  
望される場合は、「国民年金保険料ク  
レジットカード納付申出書」の提出が  
必要となります。

\*お問い合わせは、年金ダイヤル

☎0570-05-1165

こんな時は、必ず届け出を!

引越し等で水道を使い始めるとき、  
やめるときは、届け出が必要です。お  
電話での受け付けも可能です。事前に  
水道事業所へご連絡ください。

\*お問い合わせは、水道事業所上水道  
係まで

☎7456

平成23年度～平成27年度  
みやぎ環境交付金事業  
LED街路灯設置事業の  
お知らせ

町では、「平成23年度みやぎ環境交  
付金事業」として、街路灯をLED照  
明に取り替え、二酸化炭素削減、光熱  
費削減、さらに環境に対する意識の高  
揚及びクリーンエネルギーの普及を  
図り、低炭素社会づくりによる、環境  
にやさしい町づくりを推進していき  
ます。

●平成23年度事業の内容

・東日本大震災により津波で被害を  
受けた沿岸地域にLED街路灯1  
61基を設置しています。

・161基設置で7,248kgCO<sub>2</sub>  
の二酸化炭素削減の効果が期待さ  
れます。

\*お問い合わせは、環境生活課

☎7454

心に病をもつ人の家族会

ご家族の心の病で悩んでいます  
か? ご家族の皆さん、悩んでいるの  
は自分たちだけではありませんよ。

家族会では、勉強会や懇談などを  
行っています。ご家族の癒しの場ともな  
っております。どなたでも参加できま  
すので、是非ご来場ください。

●とき 3月22日(木)

午後1時30分～午後3時30分

●ところ 役場3階第2会議室

●内容 勉強会・懇談会

\*お問い合わせは、健康増進課保健指  
導係まで

☎7448

＜生活保護の相談について＞

宮城県仙台保健事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●とき 毎週火曜日午前10時～午後3時 ●ところ 地域福祉課窓口 相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。 ※お問い合わせは、地域福祉課まで ☎357-7449



湊浜仮設住宅	毎週(土)	湊浜仮設住宅集会所
謡仮設住宅	1日(木) 午後2時～	松ヶ浜謡集会所
七中第2グラウンド みんなの運動教室	13日(火)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所
生涯学習センター前 仮設住宅	15日(木) 午後2時～	老人センター内 「いろりの家」

●開催時間 午前10時から正午  
※要害地区のみ午前9時45分から  
\*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで ☎7447

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1〜3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米二ギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

お気軽にご参加ください！  
各地区介護予防教室

各地区介護予防教室 3月の日程(場所：各地区公民分館等)

湊)ひまわりの会	7日(水)	湊浜公民分館	要)さわやかにぎにぎクラブ	23日(金) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぎく会	1日、15日(木)	松ヶ浜謡集会所	境)浜楽会	6日、27日(火)	境山公民分館
菖)花菖蒲の会	14日、28日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所	遠)かぶとむしの会	9日(金)	遠山公民分館
吉)さくらの会	5日、12日(月)	吉田浜公民分館	汐)汐見台悠々クラブ	9日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	14日(水)	中央公民館多目的室	汐南)しおさい南クラブ	2日(金)	汐見台南第1公民分館
東)すこやか神明会	7日、21日(水)	東宮浜公民分館	亦)亦来る会	1日(木)	亦楽公民分館

平成24年度一時保育「まっぼっくり広場」利用登録の申し込み受付

次のような時にご利用ください。3月1日より随時受け付けします。

- ①私的理由による時：育児疲れ、リフレッシュなど
- ②緊急で困ったとき：入院・通院・介護・冠婚葬祭など
- ③週3日以内の仕事についてたとき：パート・自営業の繁忙期など

●対象児童 1歳以上の就学前のお子さん

●申込用紙・添付書類等 事前に子育て支援センターで配布します。

\*年度ごとの申請となります。23年度および以前に登録している方も対象となります。

\*申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎74455

「移動すまいる広場」気軽に遊びにきてみませんか!

仮設住宅集会所にて、移動すまいる広場を開催しています。広いところで、お友達と一緒に遊びましょう。ママのティータイムもできます。当日は保健師が担当しますので、気軽に相談に来て下さい。

●第一スポーツ広場集会所 3月1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木)・29日(木)

●湊浜2丁目談話室 3月6日(火)・13日(火)・27日(火)

●開催時間 午前10時〜12時

\*お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎74455

大木囲貝塚桜紀行

大木囲貝塚遺跡公園では、桜の開花に合わせて、「大木囲貝塚桜紀行」を開催いたします。期間中、案内板の設置や桜地図の配布を行います。特に貝塚の奥で咲くエドヒガン「だいき桜」は必見です。年に一度、貝塚内が桜で彩られるこの期間をお見逃しなく!

●とき 3月31日(土)〜4月30日(月) 休

●公園内は自由に見学できます

●ところ 大木囲貝塚遺跡公園 (歴史資料館隣)

●見頃を迎える主な樹木 ヤマザクラ、オオシマザクラ、カスミザクラ、エドヒガン、タムシバ (コブシの仲間)

※例年見頃は4月上旬〜下旬ですが、事前に開花状況をお問い合わせの上、お越しください。

\*お問い合わせは、歴史資料館まで ☎5567



## 国民健康保険・後期高齢者医療制度及び介護保険についてのお知らせ

東日本大震災で被災し一部負担金免除証明書又は介護保険利用者食費等負担額減免認定証をお持ちの方は、平成24年3月1日以降も、引き続き、医療機関の窓口負担は免除となります。

### ●免除を受けることができる期限

・東京電力福島原発事故による警戒区域のすべての住民の方：平成25年2月28日まで

・東日本大震災による被災区域（警戒区域以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方及び介護保険サービス利用の方：平成24年9月30日まで

※ただし、入院時の食事療養及び生活療養の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

### ●免除を受けることができる対象者

災害救助法の適用地域（七ヶ浜町該当）の住民であり、以下のいずれかに該当する方。

1. 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
2. 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
3. 主たる生計維持者の行方が不明である場合
4. 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合（※雇用保険等を受給している方は、該当者しません。）

5. 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となつていない場合

6. 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている場合

※国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができません。

\*お問い合わせは、町民課国保年金係

☎7446

健康増進課高齢者福祉係

☎7447

※全国健康保険協会等の社会保険の被保険者または被扶養者の方は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

## 民俗芸能上演会

### 「南部神楽に親しむ」

●とき 3月18日(日)

午前10時30分～午後3時30分

●ところ 東北歴史資料館 特設神楽舞台(雨天時等は講堂)

●参加料 無料

※県内三団体の方々に出演していただきます。希望者による舞の体験も予定しています。

\*お問い合わせは、東北歴史博物館

☎0106

http://thm.pref.miyagi.jp

## 宮城県のアナログ放送は 3月31日に終了します。

●どんな準備をすればいいの? ●今のテレビではだめなの? ●地デジがうまく映らない…。

### 「地デジ相談コーナー」を開催します

●とき 4月23日(月)までの毎週月曜日(祝日を除く)

(3月5日、12日、19日、26日、4月2日、9日、16日、23日)

午前9時30分～午後4時30分

●ところ 役場1階ロビー

### 地上デジタル放送受信のための支援について

総務省では、経済的な理由でまだ地上デジタル放送が視聴できない世帯に対して、簡易な地上デジタルチューナー(1台)の無償給付などの支援を実施しています。

#### ●対象者

(1)NHK放送受信料全額免除世帯の方(東日本大震災により住居が半壊、半焼または床上床下浸水以上の被害を受けた世帯、または避難の勧告等を継続して1カ月以上受けている世帯の方を含みます)

①チューナー(1台)をお住まいへ配送します。②お申し出により、必要に応じてアンテナ改修なども行います。③申請により、共同受診施設・ケーブルテレビの必要最低限の改修経費を負担します。

(2)市町村民税非課税世帯の方

①チューナー(1台)をお住まいへ配送します。②チューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

# デジサポ宮城

(総務省 宮城県テレビ受信者支援センター)

## ☎022-745-1500

平日：9:00～21:00 土日祝日：9:00～18:00

デジサポは、国の補助金で運営されています。相談・アドバイスなどには費用がかりません。

## 鹽竈神社奉納文化財めぐり

- とき 3月17日(土)  
午後1時30分～午後4時
- 集合・解散 鹽竈神社博物館前
- 募集人数 30人(高校生以上)
- ※事前申込不要
- 参加費 無料(ただし鹽竈神社博物館入館料として大人200円が必要)
- 講師 鹽竈神社博物館職員(茂木裕樹氏・柏木岳史氏)
- 見学内容 鹽竈神社(重要文化財建物群および灯籠・獅子狛犬などの奉納物)・鹽竈神社博物館(伊達家歴代藩主奉納太刀などの奉納品)
- \*お問い合わせは、東北歴史博物館  
☎0106  
http://thm.pref.miyagi.jp/

## 講座「宮城の墨跡」

- とき 3月10日(土)  
午後1時30分～午後4時
- ところ 東北歴史博物館
- 募集人数 50人(高校生以上)
- ※事前申込不要
- 参加費 無料
- 内容  
第一部 午後1時30分～午後3時  
講話「宮城の墨跡」(講師 満勝寺住職 桐原昌道氏・東園寺住職 千坂成也氏)  
第二部 午後3時15分～午後4時  
墨跡実見会(満勝寺・東園寺御所蔵の墨跡を参加者の方々にご覧いただきます。)
- \*お問い合わせは、東北歴史博物館  
☎0106  
http://thm.pref.miyagi.jp/

## 中小企業事業主の皆様へ

「最低賃金ワン・ストップ無料相談」がスタートします。経営面と労働面の相談をワン・ストップかつ無料で提供します。

### ●最低賃金ワン・ストップ無料相談とは?

最低賃金の引上げに影響を受ける中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。最低賃金引上げに対応して賃金の引き上げを行うには生産方法や販売方法を改善して売上を伸ばすとともに、賃金制度、労働時間、安全衛生などの労働条件管理の見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営面、労働面での課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国各地に設けています。

\*お問い合わせは、宮城県最低賃金相談支援センター  
☎022-223-0573

## 司法書士による無料法律相談会のお知らせ

登記関係・生活関係・法律全般等の相談に応じます。相談は無料です。予約可  
日時：3月18日(日)10時～15時  
4月22日(日)10時～15時  
会場：中央公民館1階談話室  
\*ご予約・お問い合わせは、奈良県司法書会 ☎0120-960-817まで

## 下請中小企業震災復興商談会(岩手開催)

中小企業庁の取組みの一つとして、被災地域の中小企業の復興支援に向けた取引あっせん支援を行うことを目的とした商談会を開催いたします。

- とき 3月14日(水)  
午後1時～午後5時30分
- ところ ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング(岩手県盛岡市盛岡駅前北通2番27号)
- 参加資格 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県に工場等を有する下請中小企業
- 申込期限 平成24年2月9日(木)
- ※先着順
- \*お問い合わせは、下請中小企業復興特別商談会開催事務局まで  
☎03-5541-6688

## 塩釜野球協会加入のご案内

二市三町(塩釜市・多賀城市・七ヶ浜町・松島町・利府町)に居住又は勤務する野球愛好者で結成しているチームで塩釜野球協会に加入を希望するチームを募集します。  
また、同協会では軟式野球の審判員を募集しています。

- とき 3月20日(火)  
午後1時30分
- ところ 塩釜市公民館
- 登録料 8,000円
- \*お問い合わせは、塩釜野球協会事務局 塩釜市千賀の台3丁目11-7 佐藤  
☎022-364-0306

## 公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111	産業課(農政係) ☎357-7444	環境生活課 ☎357-7454	アクアゆめクラブ ☎357-7920
議会事務局 ☎357-7435	町民課(戸籍住民係) ☎357-7445	子育て支援センター ☎357-7455	町民プール ☎357-5031
総務課 ☎357-7436	(国保年金係) ☎357-7446	水道事業所(水道係) ☎357-7456	給食センター ☎357-2607
防災対策室 ☎357-7437	地域包括支援センター ☎357-7447	(下水道係) ☎357-7457	遠山保育所 ☎閉所中
財政課 ☎357-7438	健康増進課(高齢者福祉係) ☎357-7447	(施設係) ☎357-7458	汐見保育所 ☎362-7731
政策課 ☎357-7439	(保健指導係) ☎357-7448	生涯学習センター ☎357-3302	まつぼっくり広場 ☎366-6141
震災復興推進室 ☎357-7439	地域福祉課 ☎357-7449	図書センター ☎357-3302	あさひ園 ☎357-4796
教育総務課 ☎357-7440	会計課 ☎357-7450	老人福祉センター「浜風」 ☎357-4976	社会福祉協議会 ☎349-7781
建設課(管理係) ☎357-7441	税務課(固定資産税係) ☎357-7451	歴史資料館 ☎365-5567	シルバー人材センター ☎357-6039
(建設係) ☎357-7442	(住民税係) ☎357-7452	七ヶ浜国際村 ☎357-5931	七ヶ浜交番 ☎357-2216
産業課(水産商工係) ☎357-7443	町税等徴収特別対策室 ☎357-7453	アクアリーナ ☎休館中	七ヶ浜消防署 ☎357-4349

※遠山保育所へのお問い合わせは、汐見保育所まで

※図書センターおよびアクアリーナへのお問い合わせは、生涯学習センターまで



## 平成23年度ジュニア・リーダー初級研修会参加者募集のお知らせ

ジュニア・リーダーとは、町内の中学生・高校生が活動しているボランティアサークルです。地区子ども会が行うキャンプや歓送迎会などで、子どもたちのお世話やゲーム・調理実習のお手伝いなどをして活躍しています。また、町内で行われるイベントへのお手伝いや二市三町のジュニア・リーダーとの交流もあります。

今回、ジュニア・リーダーになるための研修会を開催します。中学生・高校生であればだれでも参加できます。

**●日時** 平成24年3月17日（土曜日）9時30分～16時30分

平成24年3月24日（土曜日）8時30分～16時30分

**●場所** 七ヶ浜町生涯学習センター

**●対象** 町内の中学生・高校生

**●参加費** 1,000円（保険代・食糧代・資料代）

**●申込先** 生涯学習センター（中央公民館）窓口

☎357-3302

### 町非常勤職員募集および臨時職員登録受付

#### ◆非常勤職員募集

職種	予定人数	勤務時間	時給	要資格等
保健師	若干名	週29時間以内	1,100円	保健師
業務補助員（歴史資料館）	1名	週28時間以内	730円	パソコン操作ができる方

上記の職種については、つぎのとおり面接試験を行います。詳しくは、3月1日から配布する募集要項でご確認ください。

**雇用期間** 平成24年4月1日～平成25年3月31日まで

**面接試験日程** 3月19日（月）～23日（金）

**ところ** 役場会議室等

**申込期間** 3月1日より募集要項・申込用紙を役場受付で配布します。申込期間は3月15日（木）まで（郵送は15日（木）必着）です。申込用紙を記入し、写真の貼付の上、総務課へ提出してください。（土日・祝日を除く）

#### ◆臨時職員募集

職種	予定人数	勤務時間	時給	要資格等
事務補助員（健康増進課）	1名	週30時間以内	730円	無
保健師	若干名	週18時間以内	1,100円	保健師

上記の職種については、非常勤と同じように面接試験を行います。詳しくは、3月1日から配布する募集要項でご確認ください。

**雇用期間** 平成24年4月1日～平成24年9月30日まで

**面接試験日程及び場所** 申込期間等は上記の非常勤職員と同様です。

#### 〈臨時職員の登録受付〉

看護師、准看護師、栄養士、歯科衛生士、事務補助員、保健師の登録、受付を開始いたします。

**登録期間** 平成24年4月1日から平成25年3月31日

**募集要綱、申込期間、申込方法等**については、上記の非常勤職員と同様です。

※詳しくは3月1日から配布する募集要項をご覧ください（職種や予定人数等は変更する場合があります。）（土日・祝日を除く）

上記の内容は変更になる場合があります。詳しくは、総務課までお問い合わせください。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436

### 震災等緊急雇用対応事業による臨時職員の募集

**雇用期間** 平成24年4月1日から平成24年9月30日まで

**対象者** ・企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止を余儀なくされた方  
・就職が決まっていない方

職種	予定人数	勤務時間	時給	要資格等
介護認定調査員	1名	週30時間以内	1,100円	看護師又は准看護師又はケアマネージャー
環境悪化抑制事業作業員	若干名	週35時間以内	1,100円	普通自動車運転免許
事務補助員（健康増進課）	1名	週38時間45分	730円	普通自動車運転免許
震災対応臨時職員	若干名	週38時間45分	900円	普通自動車運転免許
事務補助員	若干名	週38時間45分	730円	普通自動車運転免許
学校特別支援学級補助員	1名	週37時間30分	730円	無
嘱託留守家庭児童館指導員	2名	週30時間以内	800円	保育士又は無
業務補助員（歴史資料館）	若干名	週28時間以内	730円	パソコン操作ができる方

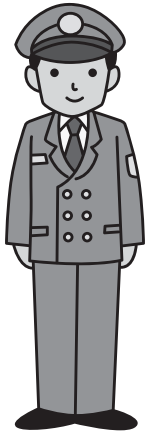
上記の職種については、次のとおり面接試験を行います。詳しくは、3月1日から配布する募集要項でご確認ください。

**面接試験** 3月19日（月）～23日（金）

**ところ** 役場第3会議室、歴史資料館等

**申込期間** 3月1日（木）より募集要項・申込用紙を役場受付で配布します。申込期間は3月15日（木）まで（郵送は15日（木）必着）です。申込用紙に記入し、写真貼付の上、総務課へ提出してください（土日・祝日を除く）。





- 募集種目
  - 一般幹部候補生
  - 予備自衛官補(第1回試験)
- 募集期間
  - 一般幹部候補生 平成24年2月1日～4月27日(締切必着)
  - 予備自衛官補 平成24年1月11日～4月4日(締切必着)
- その他 応募資格、採用予定人員、試験日、申込期間は募集種目により異なりますので、詳細は、下記の案内所にお尋ねください。
- お問い合わせ先
  - ◆ 仙台駅東口案内所  
(桜井ビル4F 駐車場なし)  
☎022-293-5559  
午前10時～午後7時  
(休日なく説明等しております。)
  - ◆ 仙台募集案内所  
(陸上自衛隊仙台駐屯地内駐車場あり)  
午前10時～午後7時  
(休日祝日を除き説明等しております。)

平成24年度 自衛官募集

☎022-284-5001/5018  
☎022-7436

\*お問い合わせは、総務課まで  
自衛隊宮城地方協力本部  
仙台募集案内所

東北電力仙台火力発電所4号機(出力44万6000kW)が平成23年12月20日より試運転による発電を再開し、各種試験を経て、平成24年2月8日に営業運転を再開しました。これは、新仙台火力1号機(仙台市、出力35万kW)に次いで2基目となります。

仙台火力発電所は、1～3号機は老朽化で廃止し、4号機だけで稼働しておりましたが、昨年3月11日の東日本大震災により高さ約5mの津波を受け1階部分が浸水と揺れにより、甚大な設備被害を受けました。当初、4号機の営業運転再開は平成24年3月を予定しておりましたが、昼夜を問わず二交替での復旧作業を行ったことにより、復旧時期を前倒しすることができました。

仙台火力発電所  
4号機が再開しました



(震災により被災した発電所内)

- 2月8日 午後3時営業運転再開
- 12月20日 試運転開始
- 12月16日 ガスタービン着火
- 12月15日 ガスタービン起動
- 12月4日 燃料ガス受入開始
- 10月～ 給・排水装置等試運転開始
- 7月～ 主要機器(ガスタービン他)工場発送開始
- 6月～ 主要機器分解点検開始
- 3月～ 土砂・瓦礫撤去開始
- 3月12日 設備被害状況調査
- 3月11日 東日本大震災発生

■ 4号機復旧まで

これにより、長期間のフル出力運転が可能となり、今後の電力需要に十分対応できることとなります。

休日の救急歯科 受付/午前9時～午後3時

3/4 川村 歯科 医院	塩釜市港町2-5-12	☎ 362-1516
11 汲川 歯科 医院	多賀城市高橋5-11-6	☎ 368-9745
18 倉谷 歯科 医院	多賀城市桜木3丁目7-4 2	☎ 362-6047
20 広 沢 歯 科	利府町しらかし台2-1 2-2	☎ 356-5127
25 郷家第三歯科医院	塩釜市南町5-1 0	☎ 362-4571
4/1 郷家 歯 科 医院	塩釜市本町1 0-3	☎ 362-2238
8 多賀城中央歯科医院	多賀城市八幡3-6-12	☎ 366-5503

2月1日現在の人口 (前月比)

世帯数	6,450 (-1)	転入	37
男	10,050 (-18)	転出	62
女	10,181 (-12)	出生	8
計	20,231 (-30)	死亡	13

町の面積 13.27 km<sup>2</sup>

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州ブリマス

アクアゆめクラブからのお知らせ

湊浜・菖蒲田浜・花洲浜・代ヶ崎浜・東宮浜から打ちあげ  
‘過去と未来をつなぐ花火’



2012年 3月11日(日)

19:00 ▶ 19:20

雨天決行・荒天中止



復興を誓って前へ

未来の灯りを復活の空へ

# 夢花火

## 「夢花火」に込めた意味

東日本大震災により犠牲になった多くの方の鎮魂と海と共に生活してきた七ヶ浜町のこれからの復興を祈り、そして、町民一人ひとりの生きる力を希望のあるまちづくりにつなげていくことを誓い、震災から1年となる日に『家族と一緒に自宅で花火を観てほしい』との想いを込めて、過去と未来をつなげる花火を打ちあげます。わたしたちの明るい未来を灯すであろう夢花火にはたくさんの町民の願いがこめられています。

当初、七ヶ浜町を象徴する7つの浜からの打ちあげを計画しましたが、安全面等の理由から5カ所からの打ちあげとなります。また、花火の大きさについては、会場ごとに可能な範囲での打ちあげとなりますのでご理解願います。

なお、菖蒲田浜会場より、19時15分から連続7発の花火は「7つの浜」の団結を意味する花火、最後の8発目は「七ヶ浜」の力強い絆を意味する花火です。

がんばろう！しちがはま！

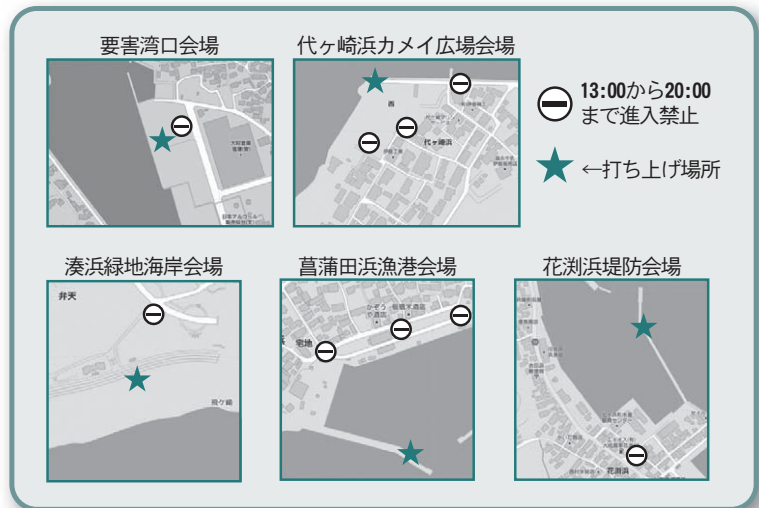
## 町民の皆様へお願い

### ・ 駐車場はありません

花火大会ではございません。左記の趣旨をご理解の上、打ちあげ現場付近での見物をご遠慮ください

### ・ 進入禁止を遵守してください

各地区の消防団員や住民の協力のもと、警備にあたります。ご協力をお願いします



■主催：0311 夢花火実行委員会 ■共催：七ヶ浜町・七ヶ浜町教育委員会

— 夢のあるひとにしか 夢のあるまちはつくりえない 夢のあるまちにしか 夢のある子どもは育たない —



環境に優しい大豆油インキを使用しています

夢花火に関する問い合わせ先

0311 夢花火実行委員会  
(アクアゆめクラブ内)  
☎357-7920

広報しちがはま 第485号 平成24年3月1日発行/七ヶ浜町政策課 〒985-1857 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 ☎(022)357-7439 (直通) FAX(022)357-1574 (代表)